

2025年11月10日

各位

会社名 株式会社フィットクルー  
代表者名 代表取締役社長 鹿島紘樹  
(コード番号: 469A 東証グロース市場)  
問合せ先 常務取締役 矢野佑樹  
(TEL 06-6131-9937)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年11月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 110,000株  
(2) 募集株式の払込金額 未定 (2025年11月25日開催予定の取締役会で決定する。)  
(3) 払込期日 2025年12月11日 (木曜日)  
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年12月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、松井証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。  
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  
(5) 募集方法 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年12月4日に決定する。)  
(6) 発行価格 2025年12月5日 (金曜日) から  
申込期間 2025年12月10日 (水曜日) まで  
(7) 申込株数単位 100株  
(8) 株式受渡期日 2025年12月12日 (金曜日)  
(9) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。  
(10) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 船場支店  
(11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。  
(12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 224,400株
- (2) 売出入及び売出株式数 大阪府茨木市
- 鹿島 紘樹 110,000株
- 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
- サファイア第一号投資事業有限責任組合 79,600株
- 東京都千代田区麹町一丁目12番12号
- Social Entrepreneur 3 投資事業有限責任組合 22,300株
- 東京都千代田区平河町一丁目4番12号
- 株式会社ベルパーク 12,500株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 50,100株（上限）  
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年12月4日（発行価格等決定日）に決定される。)
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数	当社普通株式 110,000株
(2) 売出株式数	① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 224,400株 ② オーバーアロットメントによる売出し (※) 当社普通株式 上限50,100株
(3) 需要の申告期間	2025年11月27日（木曜日）から 2025年12月3日（水曜日）まで
(4) 價格決定日	2025年12月4日（木曜日） (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
(5) 申込期間	2025年12月5日（金曜日）から 2025年12月10日（水曜日）まで
(6) 払込期日	2025年12月11日（木曜日）
(7) 株式受渡期日	2025年12月12日（金曜日）

### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しあは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が50,100株を上限株式数として行う売出しあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である鹿島紘樹（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、50,100株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026年1月9日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2025年12月12日（上場日）から2026年1月9日までの間、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数	965, 487 株
公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数	110, 000 株
公 募 後 の 発 行 済 株 式 総 数	1, 075, 487 株

## 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 185, 292 千円（※）については、2026 年 11 月期に全額を新規出店費用に充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 1, 910 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### （1）利益配分の基本方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剩余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら剩余金の配当を検討していく方針です。

### （2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存です。

### （3）今後の株主に対する利益配分の具体的な方針

上記（1）、（2）に基づき、各事業年度の財政状態、経営成績、事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら剩余金の配当を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年11月期	2023年11月期	2024年11月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△45.00円	34.88円	46.13円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	一円 (一円)	一円 (一円)	一円 (一円)
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本当期純利益率	-%	15.6%	13.0%
純資産配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については配当を実施していないため記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
5. 2022年11月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鹿島紘樹並びに当社新株予約権者である大下雅之、矢野佑樹、武田定男、森山瑛司及び当社従業員11名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月9日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。）等は行わない旨合意しております。

また、売出人であるサファイア第一号投資事業有限責任組合及びSocial Entrepreneur 3投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後みずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。